

第34号 (令和2年4月24日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**〔条例〕**

△	横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	4
---	------------------------------	---

**〔告示〕**

△	横浜市役所アトリウム等の使用料及び賃貸料の徴収事務の委託【総務局管理課】	5
△	市役所、区役所及び事業所の開庁時間の一部改正【総務局行政・情報マネジメント課】	6
△	指定代理納付者の指定【財政局財源課】	7
△	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金の収納事務の委託【財政局財源課】	8
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	9
△	指定代理納付者の指定【財政局徴収対策課】	10
△	同 【市民局区連絡調整課】	11
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	12
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	13
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	14
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	15
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	16
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	17
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	18
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	19
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	20
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	21
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	22
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	23
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	24
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	25
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	26
△	児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】	27
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	28
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	29
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	31
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	32
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	33
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	35
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】	36

△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	37
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】	39
△ 横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	41
△ 廃棄物（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託【資源循環局処分地管理課】	42
△ 横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける建築設備の検査の項目等の一部改正【建築局建築企画課】	43
△ 横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等の一部改正【建築局建築企画課】	45
△ 戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託【都市整備局市街地整備調整課】	46
△ 自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・自転車政策課】	47
△ 南本牧埋立事業土砂投入料金徴収事務の委託【港湾局政策調整課】	49
△ 横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正【港湾局管材第一課】	50
△ 都筑区水と緑の散策マップ売払代金の収納事務の委託【都筑区区政推進課】	52
△ 「泉区の花あやめデザインマーク入り名刺台紙・ストラップ」売払代金収納事務の委託【泉区区政推進課】	53
△ 令和2年度「瀬谷の史跡めぐりガイドブック」売払代金収納事務の委託【瀬谷区地域振興課】	54
△ 横浜市国際学生会館使用料徴収事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	55
<b>[公告]</b>	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】	56
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	57
△ 同【経済局商業振興課】	59
△ 同【経済局商業振興課】	60
△ 同【経済局商業振興課】	61
△ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】	63
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	64
△ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	65
△ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	66
△ 同【建築局都市計画課】	67
△ 同【建築局都市計画課】	68
△ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	69
△ 同【建築局都市計画課】	70
△ 同【建築局都市計画課】	71
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	72
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	73
△ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】	74
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	75
△ 同【建築局建築指導課】	76
△ 同【建築局建築指導課】	77

**[消防局]**

△ 消防法に基づく措置命令【指導課】	78
[水道局]	
△ 「横浜水缶」の頒布代金等の徴収事務の委託【サービス推進課】	79
[交通局]	
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	80
△ 職員の懲戒処分【人事課】	81
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部事務決裁規程の一部を改正する規程【総務課】	82
△ 横浜国立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】	106
[監査委員]	
△ 監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置の公表【財務監査課】	107
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	108
[職員共済組合]	
△ 横浜市職員共済組合理事長職務代理者の指定【職員共済課】	109
[正誤]	110

---

条 例

---

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第20号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第130号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告 示

横 浜 市 告 示 第 304 号

横 浜 市 役 所 ア ト リ ウ ム 等 の 使 用 料 及 び 賃 貸 料 の 徴 収 事 務  
の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り 、 横 浜 市 役 所 ア ト リ ウ ム 等 の 使 用 料 及 び 賃 貸 料 の 徴 収 事 務 を  
次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 シ ア タ ー ワ ー ク シ ョ ッ プ 代 表 取 締 役 伊 東 正 示	東 京 都 澁 谷 区 神 宮 前 6 丁 目 23 番 3 号	令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第305号

市役所、区役所及び事業所の開庁時間の一部改正

市役所、区役所及び事業所の開庁時間（平成19年3月横浜市告示第107号）の一部を次のように改正し、第1項の改正規定は令和2年5月7日から、第2項の改正規定は同年6月15日から施行する。

平成23年10月1日からの区役所、横浜市北部農政事務所及び横浜市南部農政事務所の開庁時間（平成23年9月横浜市告示461号）は、令和2年5月6日限り廃止する。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

1 別表中

「

政策局東京プロモーション本部	午前9時から午後5時30分まで
----------------	-----------------

」

を

「

区役所	午前8時45分から午後5時まで
政策局東京プロモーション本部	午前9時から午後5時30分まで
環境創造局下水道管路部管路保全課（下水道台帳閲覧に係る業務）	午前8時45分から午後5時まで
横浜市北部農政事務所及び横浜市南部農政事務所	午前8時45分から午後5時まで

」

に改める。

2 別表に次のように加える。

建築局建築指導部情報相談課（横浜市事務分掌規則第8条建築指導部情報相談課(1)の来庁者対応、(3)のうち、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類を除く、閲覧に関すること及び(4)から(8)までに係る業務）	午前8時45分から午後5時まで
道路局道路部道路調査課（道路台帳閲覧に係る業務）	午前8時45分から午後5時まで

横浜市告示第 306 号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台3丁目6番28号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社スルガカード	東京都中央区日本橋室町1丁目7番1号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 横 浜 市 告 示 第 307 号

インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金の  
収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金の収  
納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月24日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社トラスト バンク 代表取締役 川村憲一	東京都目黒区青葉台 3丁目6番28号	令和2年4月1日 から令和3年3月 31日まで



横浜市告示第 308 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年4月15日	NPO法人ミニシティ・プラス	都筑区中川一丁目4番1号	令和2年1月1日から令和6年12月23日まで

## 横 浜 市 告 示 第 309 号

## 指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に  
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称

- (1) 株 式 会 社 ジ ョ ー シ ー ビ ー
- (2) 三 井 住 友 カ ー ド 株 式 会 社

## 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

- (1) 東 京 都 港 区 南 青 山 5 丁 目 1 番 22 号
- (2) 東 京 都 港 区 海 岸 1 丁 目 2 番 20 号

## 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入

ク レ ジ ッ ト 納 税 に よ る 納 税 者 か ら の 市 税 納 付

## 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間

令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

## 横 浜 市 告 示 第 310 号

## 指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に  
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称  
株 式 会 社 エ ム ・ ピ ー ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地  
東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2 丁 目 10 番 4 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入  
臨 時 運 行 許 可 申 請 手 数 料 及 び 諸 証 明 手 数 料
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間  
令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

## 横 浜 市 告 示 第 311 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	明 日 葉 保 育 園 鶴 見 園
設 置 者	株 式 会 社 あ し た ば マ イ ン ド
代 表 者	代 表 取 締 役 大 隈 太 嘉 志
施 設 長	中 西 聡 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	386.94 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	鶴 見 区 市 場 下 町 5 番 20 号

## 横 浜 市 告 示 第 312 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	明 日 葉 保 育 園 駒 岡 園
設 置 者	株 式 会 社 あ し た ば マ イ ン ド
代 表 者	代 表 取 締 役 大 隈 太 嘉 志
施 設 長	菅 原 友 紀 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	468.00 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	鶴 見 区 駒 岡 五 丁 目 2 番 22 号

## 横 浜 市 告 示 第 313 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ベネッセ菊名保育園
設 置 者	株 式 会 社 ベネッセスタイルケア
代 表 者	代 表 取 締 役 滝 山 真 也
施 設 長	牧 谷 泰 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	369.02 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	鶴 見 区 馬 場 七 丁 目 7 番 15 号

## 横 浜 市 告 示 第 314 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	京 急 キ ッ ズ ラ ン ド 新 高 島 保 育 園
設 置 者	京 急 サ ー ビ ス 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 榎 野 敏 弘
施 設 長	角 津 葉 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	592.51 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号

横 浜 市 告 示 第 315 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	あ ー す 保 育 園 保 土 ケ 谷
設 置 者	株 式 会 社 ア ピ カ ル
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 濱 元 篤 子
施 設 長	川 崎 か な
規 模 （ 延 床 面 積 ）	409.59 m <sup>2</sup>
定 員	80 人
所 在 地	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 135 番 地 の 6



## 横 浜 市 告 示 第 316 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	明 日 葉 保 育 園 金 沢 文 庫 園
設 置 者	株 式 会 社 あ し た ば マ イ ン ド
代 表 者	代 表 取 締 役 大 隈 太 嘉 志
施 設 長	須 藤 克
規 模 （ 延 床 面 積 ）	426.38 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 16 番 10 号

## 横 浜 市 告 示 第 317 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	明 日 葉 保 育 園 大 倉 山 園
設 置 者	株 式 会 社 あ し た ば マ イ ン ド
代 表 者	代 表 取 締 役 大 隈 太 嘉 志
施 設 長	原 川 教 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	353.93 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 大 倉 山 一 丁 目 15 番 21 号

横浜市告示第 318 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	明日葉保育園綱島園
設置者	株式会社あしたばマインド
代表者	代表取締役 大 隈 太嘉志
施設長	仁 平 由希子
規模（延床面積）	365.52 m <sup>2</sup>
定員	60人
所在地	港北区綱島東三丁目1番4号

## 横 浜 市 告 示 第 319 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ち い さ な た ね 保 育 園
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 び の び の
代 表 者	理 事 長 奥 山 千 鶴 子
経 営 責 任 者	安 江 文 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	382.70 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 師 岡 町 846 番 地 の 1

横浜市告示第 320 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	明日葉保育園長津田園
設置者	株式会社あしたばマインド
代表者	代表取締役 大 隈 太嘉志
施設長	出 合 純 一
規模（延床面積）	487.23 m <sup>2</sup>
定員	60人
所在地	緑区長津田一丁目18番11号

## 横浜市告示第 321 号

## 児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	明日葉保育園青葉台園
設置者	株式会社あしたばマインド
代表者	代表取締役 大 隈 太嘉志
施設長	高 橋 果 苗
規模（延床面積）	369.79 m <sup>2</sup>
定員	60人
所在地	青葉区青葉台二丁目18番地の34

## 横 浜 市 告 示 第 322 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	明 日 葉 保 育 園 東 戸 塚 園
設 置 者	株 式 会 社 あ し た ば マ イ ン ド
代 表 者	代 表 取 締 役 大 隈 太 嘉 志
施 設 長	谷 口 真 由 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	539.67 m <sup>2</sup>
定 員	70 人
所 在 地	戸 塚 区 品 濃 町 147 番 地 の 1

## 横 浜 市 告 示 第 323 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ち ゃ い れ っ く 戸 塚 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 プ ロ ケ ア
代 表 者	代 表 取 締 役 秋 山 登 史 子
施 設 長	藤 宮 由 紀
規 模 （ 延 床 面 積 ）	854.51 m <sup>2</sup>
定 員	90 人
所 在 地	戸 塚 区 矢 部 町 3,002 番 地 の 1



## 横 浜 市 告 示 第 324 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	明 日 葉 保 育 園 第 二 戸 塚 園
設 置 者	株 式 会 社 あ し た ば マ イ ン ド
代 表 者	代 表 取 締 役 大 隈 太 嘉 志
施 設 長	西 村 恵 美 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	531.54 m <sup>2</sup>
定 員	70 人
所 在 地	戸 塚 区 吉 田 町 3,000 番 地 の 5

横浜市告示第 325 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

設置認可年月日	令和2年3月31日
事業開始年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	明日葉保育園第三戸塚園
設置者	株式会社あしたばマインド
代表者	代表取締役 大 隈 太嘉志
施設長	古 田 吾 妻
規模（延床面積）	418.54 m <sup>2</sup>
定員	60人
所在地	戸塚区吉田町 3,003 番地の2

横浜市告示第 326 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

承認年月日	令和2年3月31日
廃止年月日	令和2年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	(1) 明日葉保育園 駒岡園 (2) 明日葉保育園 鶴見園 (3) 明日葉保育園 金沢文庫園 (4) 明日葉保育園 大倉山園 (5) 明日葉保育園 綱島園 (6) 明日葉保育園 長津田園 (7) 明日葉保育園 青葉台園 (8) 明日葉保育園 東戸塚園 (9) 明日葉保育園 第二戸塚園 (10) 明日葉保育園 第三戸塚園
所在地	(1) 鶴見区 駒岡五丁目 2番 22号 (2) 鶴見区 市場下町 5番 20号 (3) 金沢区 釜利谷東二丁目 16番 10号 (4) 港北区 大倉山一丁目 15番 21号 (5) 港北区 綱島東三丁目 1番 4号 (6) 緑区 長津田一丁目 18番 11号 (7) 青葉区 青葉台二丁目 18番地 の 34 (8) 戸塚区 品濃町 147番地 の 1 (9) 戸塚区 吉田町 3,000番地 の 5 (10) 戸塚区 吉田町 3,003番地 の 2

## 横 浜 市 告 示 第 327 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
廃 止 年 月 日	令 和 2 年 3 月 31 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ヨ コ ハ マ 旭 チ ャ イ ル ド ス テ ー シ ョ ン
所 在 地	旭 区 東 希 望 が 丘 101 番 地 の 5

横浜市告示第 328 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年4月1日	株式会社円花	ヘルパーステーションまどか	鶴見区北寺尾六丁目26番5号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社カストル	訪問介護 聖火 T s u r u m i	鶴見区下末吉五丁目8番43号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社ココレポート	C o c o r p l e g e 横浜キャンパス	西区南幸二丁目20番11号	自立訓練（生活訓練）
同	社会福祉法人横浜共生会	地域活動ホームガッツと西	西区浜松町14番40号	自立生活援助
同	紅雀介護サービス合同会社	紅雀の和音障害福祉	西区浅間町4丁目333番地の12	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人横浜社会福祉協会	なかワークトレーニングハウス	中区山下町25番地の1	就労継続支援B型
同	株式会社ライフサービスKEN	ジョイ・サブライ磯子	磯子区田中一丁目26番4号	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人汐見台福祉コミュニティ	N P O 法人 汐見台福祉コミュニティサービス部	磯子区汐見台2丁目4番地の5	居宅介護
同	社会福祉法人すみなす会	ケアステーション心海	金沢区能見台通21番23号	行動援護
同	株式会社若武者ケア	若武者ケア金沢事業所	金沢区谷津町347番地の2	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人電機神奈川福祉センター	港北はびねす工房	港北区箕輪町二丁目4番41号	就労継続支援B型
同	株式会社えがお福祉会	コチョウラン	旭区上白根一丁目8番21号	生活介護

同	株式会社ツクイ	ツクイ横浜緑第二	緑区中山一丁目5番25号	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人福祉サービス協会	福祉サービス協会訪問介護看護みどり	緑区中山一丁目6番5号	居宅介護
同	特定非営利活動法人でっかいそら	暁	瀬谷区瀬谷五丁目2番地の1	就労移行支援、就労継続支援A型
同	株式会社若武者ケア	若武者ケア泉事業所	泉区和泉中央南四丁目32番1号	居宅介護、重度訪問介護
同	一般社団法人たたづみ	訪問介護事業所ほほえみ	泉区岡津町25番地の8	居宅介護
同	NPO法人えだ福祉ホーム	ひこう船	都筑区見花山13番31号	居宅介護、重度訪問介護
同	一般社団法人HOPE	セレニティハウス磯子	磯子区栗木一丁目6番26号	共同生活援助

横浜市告示第 329 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年4月1日	特定非営利活動法人 大地の会	瀬谷区生活支援センター	瀬谷区二ツ橋町 469番地	地域移行支援、地域定着支援

横浜市告示第 330 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和2年4月1日	株式会社 フィート	よろこび	中区本牧町1丁目58番地の26
同	合同会社麻田企画	Y O U K I ☆ よこはま	南区共進町1丁目16番地の2
同	I N S 株式会社	I N S 障がい福祉相談事業所	緑区中山一丁目7番16号
同	社会福祉法人キヤマロード	みどりの家相談支援センター	緑区青砥町220番地の1



横浜市告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年3月3日	株式会社ブルーム	ブルーム	緑区三保町1,803番地の1	居宅介護、重度訪問介護
令和2年3月31日	S O M P O ケア株式会社	S O M P O ケア 横浜金沢文庫訪問介護	金沢区泥亀二丁目8番19号	居宅介護、重度訪問介護
令和2年3月31日	株式会社ファミリーサービス	あつぷる戸塚ケアセンター	戸塚区戸塚町120番地	居宅介護、重度訪問介護
令和2年3月31日	特定非営利活動法人善行支援サービス	訪問介護事業所ルピナス	泉区岡津町25番地の8	居宅介護
令和2年3月31日	有限会社サンライズケア	サンライズケア	保土ヶ谷区上菅田町951番地	居宅介護、重度訪問介護
令和2年3月31日	有限会社ひかりケアサービス	ひかりケアサービス 港北営業所	港北区樽町二丁目1番55号	居宅介護、重度訪問介護
令和2年4月15日	大信産業株式会社	ケアサービスのり	南区大岡三丁目12番25号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
令和2年4月30日	一般社団法人 A O H	ショコラボ	都筑区茅ヶ崎中央30番17号	就労移行支援
令和2年4月30日	特定非営利活動法人たすけあいあさひ	特定非営利活動法人たすけあいあさひ	旭区四季美台28番地の1	重度訪問介護
令和2年4月30日	内野合同会社	内野介護相談所	都筑区荏田東一丁目15番9号	同行援護
令和2年4月30日	ユニオンソーシャルシステム株式会社	就労継続支援（A型）事業所 新横浜	港北区新横浜一丁目2番地の1	就労継続支援 A型

令和2年 4月30日	社会福祉法 人誠幸会	泉の郷	泉区上飯田町2, 083番地の1	居宅介護、 重度訪問介 護
---------------	---------------	-----	---------------------	---------------------

横 浜 市 告 示 第 332 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 25 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和2年 3月31日	株式会社なごみ	相談支援事業所 なごみ	鶴見区東寺尾二丁目 5番19号

横 浜 市 告 示 第 333 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年4月24日

横 浜 市 長 林 文 子

更 新 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 2 年 2 月 1 日	梶山診療所	鶴見区上末吉五丁目22番16号	病院又は診療所
同	日本調剤MMパーク薬局	西区みなとみらい三丁目6番	薬局
同	なの花薬局 ゆき店	中区山田町8番地の1	同
同	そうごう薬局 今宿店	旭区今宿西町285番地の1	同
同	みき薬局	青葉区荏田北三丁目1番地の4	同
同	さくら薬局横浜六ツ川店	南区六ツ川三丁目79番地の15	同
同	さくら薬局横浜六ツ川1丁目店	南区六ツ川一丁目873番地の31	同
同	ハマ薬局	保土ヶ谷区星川一丁目4番3号	同
同	株式会社トライスターハーモニー薬局	港南区丸山台二丁目2番6号	同
同	訪問リハビリ・ナーサステーションおとなりさん	緑区十日市場町80番地の2	訪問看護
同	ショウエイ訪問看護ステーションたかた	港北区高田東一丁目31番10号	同
同	訪問看護ステーション道	戸塚区舞岡町3,067番地	同
同	ビコー訪問看護リハビリステーション	旭区上川井町812番地の1	同

横浜市告示第 334 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 7月28日	鶴見駅前薬局	(新) 鶴見区鶴見中央一丁目2番1号	薬局
		(旧) 鶴見区鶴見中央一丁目2番4号	
令和元年 9月1日	(新) アイン薬局 大口店	神奈川県神奈川区神之木町19番15号	同
	(旧) たんぽぽ薬局 大口店		
令和元年 9月24日	坂本薬局 妙蓮寺店	(新) 港北区菊名一丁目2番4号	同
		(旧) 港北区菊名一丁目3番12号	
令和元年 10月15日	ホケン薬局	(新) 神奈川県神奈川区大口通56番地の16	同
		(旧) 神奈川県神奈川区大口通56番地の6	
令和元年 7月20日	(新) イオンフードスタイル三ツ境店 薬局	神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境7番地の1	同
	(旧) ダイエー三ツ境店 薬局		
令和元年 8月1日	マカド薬局	(新) 神奈川県中区本牧間門33番1号	同
		(旧) 神奈川県中区本牧間門36番21号	
令和元年 10月1日	(新) アイン薬局 飯島店	神奈川県横浜市栄区飯島町1,329番地の3	同
	(旧) たんぽぽ薬局 飯島店		
令和元年 9月30日	(新) 日本調剤 元町通り薬局	神奈川県中区石川町1丁目11番地	同
	(旧) 桂元堂薬局 石川町店		
令和元年 8月22日	しんしあ訪問看護リハビリステーション	(新) 神奈川県磯子区上中里町752番地の1	訪問看護
		(旧) 神奈川県港南区日野七丁目	

		目 31 番 14 号	
令和元年 9月1日	しあわせ訪問看護ス テーション	(新)都筑区平台1番 15号	同
		(旧)都筑区富士見が 丘26番9号	

横浜市告示第 335 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年4月30日	緑園都市耳鼻咽喉科酒井医院	泉区緑園四丁目1番地の3	病院又は診療所
令和元年10月31日	三浦クリニック	保土ヶ谷区星川二丁目3番3号	同
平成30年10月1日	小田薬局ピアレ店	金沢区並木二丁目13番5号	薬局
平成25年3月31日	ヘルスケアセイジョー一薬局矢向店	鶴見区矢向五丁目5番12号	同
平成31年3月25日	コスモ薬局 平沼橋店	西区平沼一丁目18番18号	同
平成31年4月27日	なみき薬局	金沢区並木二丁目8番2号	同
平成31年4月13日	みらい薬局 綱島店	港北区綱島西一丁目8番12号	同
令和元年6月30日	瀬谷ひかり薬局	瀬谷区中央6番地の20	同
令和元年6月30日	ソニア薬局	泉区緑園四丁目1番地の2	同
令和元年8月7日	ひがひ薬局小机店	港北区小机町2,543番地	同
令和元年8月31日	みなづき薬局	港北区大倉山三丁目29番21号	同
令和元年8月15日	みなみ調剤薬局 駅前店	都筑区茅ヶ崎中央50番17号	同
令和元年9月10日	さくら薬局 横浜二俣川店	旭区二俣川1丁目45番41号	同
令和元年8月31日	クオール薬局 たちばな台店	青葉区たちばな台二丁目7番地の8	同
令和元年8月31日	クオール薬局 笠間店	栄区笠間五丁目29番10号	同
令和元年8月31日	古宮薬局	港北区綱島西一丁目6番19号	同
令和元年11月30日	賛光薬局	戸塚区汲沢一丁目1番15号	同
平成31年	ツクイ横浜訪問看護	戸塚区戸塚町 361	訪問看護

4 月 30 日	ス テ ー シ ョ ン	番 地 の 4	
令 和 元 年 9 月 30 日	医 療 生 協 かな が わ 生 活 協 同 組 合 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン い ず み	泉 区 和 泉 中 央 四 丁 目 1 番 1 号	同



## 横 浜 市 告 示 第 336 号

横 浜 市 戸 塚 斎 場 小 動 物 焼 却 施 設 使 用 料 及 び 手 数 料 収 納 事  
務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定  
に よ り 、 横 浜 市 戸 塚 斎 場 小 動 物 焼 却 施 設 使 用 料 及 び 手 数 料 の 収 納 事  
務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
富 士 建 設 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 鳴 海 利 彦	新 潟 市 北 区 島 見 町 3, 307 番 地 の 16	令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 337 号

廃棄物（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、廃棄物（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場搬入）処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月24日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市資源循環公社 理事長 中山 雅 仁	中区桜木町1丁目1 番地の56	令和2年4月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第338号

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける建築設備の検査の項目等の一部改正

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける建築設備の検査の項目等（平成28年5月横浜市告示第401号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

別表第1の表中「第112条第20項」を「第112条第21項」に、「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に、「第112条第18項」を「第112条第19項」に改める。

別表第2の表中「第112条第19項」を「第112条第20項」に改める。

別表第3の表中

「

地下街の各構え	2(4)の項(に)の欄	令第112条第19項又は第129条の2の4第1項第7号	令第112条第19項（令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。）又は令第129条の2の4第1項第7号（令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）
	5(1)の項(に)の欄及び(7)の項(に)の欄並びに6(1)の項(に)の欄	令第112条第19項若しくは第20項又は令第129条の2の4第1項第7号	令第112条第19項若しくは第20項（これらの規定を令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。）又は令第129条の2の4第1項第7号（令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）

」

を  
「

地下街の各構え	2(4)の項(に)の欄	令第112条第20項又は令第129条の2の4第1項第7号	令第112条第20項（令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。）又は令第129条の2の4第1項第7号（令第128条の3第5項の規定により
---------	-------------	------------------------------	---

		読み替えて準用する場合を含む。)
5 (1) の項 (に) の欄 及び (7) の項 (に) の欄 並びに 6 (1) の項 (に) の欄	令 第 112 条 第 20 項 若 し く は 第 21 項 又 は 令 第 12 9 条 の 2 の 4 第 1 項 第 7 号	令 第 112 条 第 20 項 若 し く は 第 21 項 ( これ ら の 規 定 を 令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 準 用 す る 場 合 を 含 む 。 ) 又 は 令 第 129 条 の 2 の 4 第 1 項 第 7 号 ( 令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。 )

」

に改める。

横浜市告示第 339 号

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等の一部改正

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等（平成28年5月横浜市告示第402号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

別表を次のように改める。

別表

(あ) 平成28年国土交通省告示第723号別表第1から別表第4まで	(い) 第2ただし書により読み替えるもの
別表第1(5)の項(に)欄、別表第2(15)の項(に)欄、別表第3(12)の項(に)欄及び別表第4(15)の項(に)欄	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
別表第1(17)の項(ろ)欄	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項から第13項まで
別表第2(27)の項(ろ)欄、別表第3(23)の項(ろ)欄及び別表第4(26)の項(ろ)欄	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項から第13項まで（第11項にあっては、令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）

横 浜 市 告 示 第 340 号

戸 塚 駅 西 口 高 架 下 店 舗 及 び 共 同 荷 捌 場 の 賃 貸 料 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 158 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 戸 塚 駅 西 口 高 架 下 店 舗 及 び 共 同 荷 捌 場 の 賃 貸 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
横 浜 市 住 宅 供 給 公 社 理 事 長 二 宮 智 美	神 奈 川 区 栄 町 8 番 地 の 1	令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 まで

横浜市告示第 341 号

自転車等放置禁止区域の変更

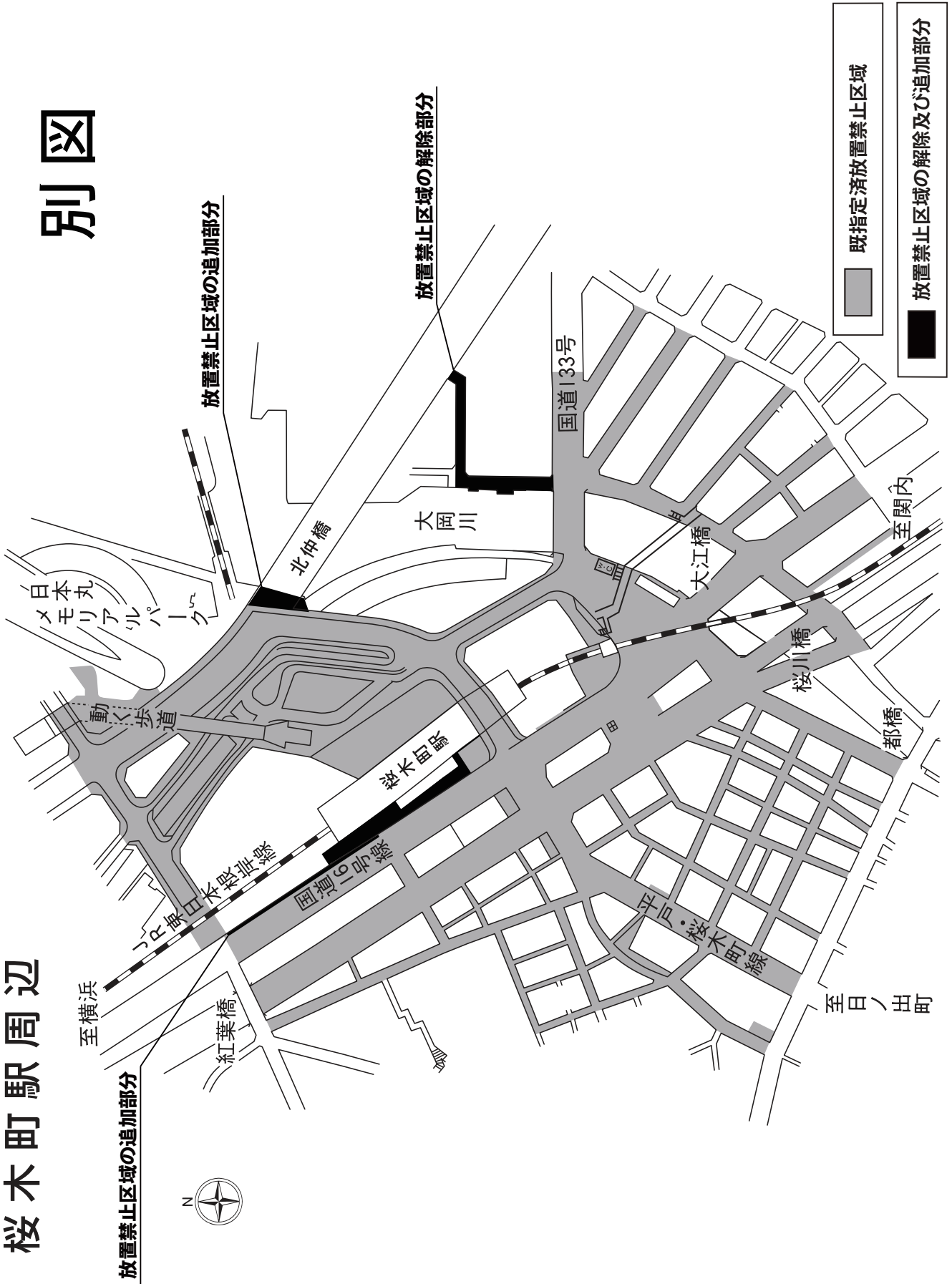
横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第9条第1項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	変更する指定場所	
	指定区域名	区域図
令和2年6月1日	桜木町駅周辺	別図のとおり

# 桜木町駅周辺 別図





横浜市告示第 342 号

南本牧埋立事業土砂投入料金徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、南本牧埋立事業土砂投入料金徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊 東 慎 介	中区山下町2番地	令和2年4月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 343 号

横浜市港湾施設条例施行規則第 25 条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第 25 条の規定に基づく制限区域の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 4 月 24 日

横浜市長 林 文子

第 1 項の表中

「

名 称	延 長 ( m )	幅 員 ( m )
大黒ふ頭 T－1 号岸壁前面区域	240	65
同 T－2 号岸壁前面区域	240	65
同 T－3 号岸壁前面区域	185	65
同 T－4 号岸壁前面区域	185	65
同 T－5 号岸壁前面区域	185	65
同 T－6 号岸壁前面区域	185	65
同 T－7 号岸壁前面区域	185	65
同 T－8 号岸壁前面区域	185	65
同 T－9 号岸壁前面区域	240	70
大黒ふ頭 C－1 号岸壁前面区域	300	70

」

を

「

名 称	延 長 ( m )	幅 員 ( m )
大黒ふ頭 P－3 号岸壁前面区域	130	65
同 P－4 号岸壁前面区域	160	65
同 T－1 号岸壁前面区域	240	65
同 T－2 号岸壁前面区域	240	65
同 T－3 号岸壁前面区域	185	65
同 T－4 号岸壁前面区域	185	65
同 T－5 号岸壁前面区域	185	65
同 T－6 号岸壁前面区域	185	65
同 T－7 号岸壁前面区域	185	65
同 T－8 号岸壁前面区域	185	65
同 T－9 号岸壁前面区域	240	70
同 C－1 号岸壁前面区域	300	70

」

に、

「

同 D 岸壁前面区域	123	65
大さん橋（A）前面区域	225	70

」

を  
「

同 D 岸壁 前面 区域	123	65
新港ふ頭 9 号岸壁 前面 区域	340	70
大さん橋 ( A ) 前面 区域	225	70

に改める。

横浜市告示第 344 号

都筑区水と緑の散策マップ売払代金の収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
 により、都筑区水と緑の散策マップ売払代金の収納事務を次のとお  
 り委託した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜 市母子寡婦福祉会 理事長 道 下 久美子	神奈川県立町14番地 の3	令和2年4月1日 から令和3年3月 31日まで
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川県松本町4丁 目34番地の14	令和2年4月1日 から令和2年5月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 345 号

「泉区の花あやめデザインマーク入り名刺台紙・ストラップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「泉区の花あやめデザインマーク入り名刺台紙・ストラップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月24日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
有限会社ヤスイチ 酒店 代表取締役 安西 稔	泉区和泉中央北六丁目25番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 346 号

令和 2 年度「瀬谷の史跡めぐりガイドブック」売払代金  
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
 により、令和 2 年度「瀬谷の史跡めぐりガイドブック」売払代金の  
 収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 24 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
グリーンファッション デザイナーズ瀬谷株式 会社 代表取締役 浮 穴 浩 一	西区みなとみらい三 丁目 6 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで
三菱地所コミュニニ ティ株式会社事業第 二部長 砂 川 健 一	東京都千代田区三番 町 6 番地の 1	令和 2 年 4 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで
長屋門公園歴史体 験ゾーン運営委員 委員長 山 田 邦 夫	瀬谷区阿久和東一丁 目 17 番地の 1	令和 2 年 4 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで
東神産業株式会社 代表取締役 岡 本 央	神奈川区松本町 4 丁 目 34 番地の 14	令和 2 年 4 月 1 日 から令和 2 年 5 月 31 日まで

横浜市告示第 347 号

横浜市国際学生会館使用料徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市国際学生会館使用料徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市国際交流協会 理事長 岡 田 輝 彦	西区みなとみらい一 丁目1番1号	令和2年4月1日 から令和3年3月 31日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 242 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 4 月 8 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 国 際 ド ラ ゴ ン ボ ー ト 協 会	工 藤 英 司	南 区 高 根 町 3 丁 目 17 番 地 の 12	こ の 法 人 は 、 ド ラ ゴ ン ボ ー ト レ ー ス と い う ス ポ ー ツ イ ベ ン ト を 通 じ て 、 文 化 ・ ス ポ ー ツ の 振 興 を 図 り 、 市 民 意 識 を 高 揚 さ せ 、 地 域 観 光 の 活 性 化 に 貢 献 し 、 ま ち づ く り の 推 進 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。



横浜市公告第243号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルミファーガ1・2  
鶴見区豊岡町2番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社  
代表取締役 飯 盛 徹 夫  
東京都中央区八重洲1丁目2番1号  
ほか45者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野 中 隆 史 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 ほか45者	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯 盛 徹 夫 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 ほか45者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 野 田 亨 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか22者	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号

		ほか 25 者
--	--	---------

(4) 変更の年月日  
 平成 29 年 4 月 3 日 ほか

(5) 変更した理由  
 設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日  
 令和 2 年 3 月 25 日

3 縦覧場所  
 中区港町 1 丁目 1 番地  
 横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第244号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンライズショッピングプラザ鶴見  
鶴見区鶴見中央三丁目15番30号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社  
代表取締役 橋 本 勝  
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 亀 井 淳 東京都千代田区二番町8番地の8 ほか8者	株式会社イトヨーカ堂 代表取締役 三 枝 富 博 東京都千代田区二番町8番地の8 ほか4者

(4) 変更の年月日

平成29年3月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第245号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースポート・モール  
都筑区中川中央一丁目25番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 池谷 幹 男  
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社いなげや 代表取締役 成瀬 直人 東京都立川市栄町6丁目1番地の1 ほか56者	株式会社ロピア 代表取締役 高木 勇 輔 川崎市幸区南幸町2丁目9番地 ほか56者

(4) 変更の年月日

平成31年3月22日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の出退店のためほか

2 届出年月日

令和2年3月31日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第246号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンライズショッピングプラザ鶴見  
鶴見区鶴見中央三丁目15番30号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社  
代表取締役 橋本 勝  
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 670台	位置 届出書添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 515台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 519台	位置 届出書添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 305台

（添付図面は省略）

- (4) 変更する年月日  
令和2年12月1日
- (5) 変更する理由  
利用実態による変更のため

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 247 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 横 浜 駅 西 口 駅 ビ ル 計 画 （ J R 横 浜 タ ワ ー ・ J R 横 浜 鶴 屋 町 ビ ル ） に 係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長      林                      文      子

## 横 浜 市 公 告 第 248 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 戸 塚 町 字 七 ノ 区 775 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン



横浜市公告第 249 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	変更に係る区域	面 積		変更年月日
			新	旧	
蒔田の森公園	南区蒔田町 154番の1	別図のとおり	7,170 m <sup>2</sup>	6,400 m <sup>2</sup>	令和2年 4月24日

別図（省略）

## 横 浜 市 公 告 第 250 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予  
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路

3 ・ 4 ・ 12 号 鴨 居 上 飯 田 線 （ 上 菅 田 地 区 ）

## 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域

保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 字 金 草 沢 1,567 番 の 3 、 1,568 番 の 6 及 び  
1,568 番 の 7

## 横 浜 市 公 告 第 251 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予  
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路

3 ・ 3 ・ 50 号 恩 田 元 石 川 線 （ 鉄 地 区 ）

## 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域

青 葉 区 鉄 町 字 中 ノ 谷 2,046 番 の 1 、 2,085 番 の 1 及 び 字 中 東 2,  
075 番 の 18 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 252 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予  
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路  
3 ・ 3 ・ 11 号 環 状 3 号 線 （ 汲 沢 中 田 地 区 ）
- 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域  
戸 塚 区 汲 沢 町 字 畑 田 609 番 の 1 及 び 610 番 の 2

## 横 浜 市 公 告 第 253 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取  
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和2年4月24日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名  
中区港町1丁目1番地  
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 申出をすべき土地の区域  
保土ヶ谷区上菅田町字金草沢 1,567 番の3、1,568 番の6 及び  
1,568 番の7
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・4・12号鴨居上飯田線（上菅田地区）

## 横 浜 市 公 告 第 254 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取  
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和2年4月24日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名  
中区港町1丁目1番地  
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 申出をすべき土地の区域  
青葉区鉄町字中ノ谷 2,046 番の1、2,085 番の1 及び字中東2,  
075 番の18の一部
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・50号恩田元石川線（鉄地区）

## 横 浜 市 公 告 第 255 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取  
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和2年4月24日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名  
中区港町1丁目1番地  
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 申出をすべき土地の区域  
戸塚区汲沢町字畑田609番の1及び610番の2
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・11号環状3号線（汲沢中田地区）

横 浜 市 公 告 第 256 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 三 井 杉 田 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子



## 横 浜 市 公 告 第 257 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 12 月 18 日 第 31 開 1002 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 尾 上 町 4 丁 目 47 番 地  
リ ス ト デ ベ ロ ッ プ メ ン ト 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 北 見 尚 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
金 沢 区 寺 前 二 丁 目 182 番 の 9 、 182 番 の 17 の 一 部 、 182 番 の 44  
、 182 番 の 50 、 182 番 の 51 の 一 部 、 182 番 の 64 の 一 部 、 182 番 の  
65 の 一 部 、 182 番 の 67 、 182 番 の 78 から 182 番 の 94 まで 、 220 番  
の 10 及 び 220 番 の 38 から 220 番 の 40 まで

横浜市公告第 258 号

建築基準法に基づく道路の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を、次のとおり指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月24日

横浜市長 林 文 子

道路の番号及び路線名	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
県道東京丸子横浜線	令和2年4月24日	16.5 m	約 67.4 m	綱島東1丁目	綱島東1丁目	—
市道綱島第155号	令和2年4月24日	15.0 m	約 40.9 m	綱島東1丁目	綱島東1丁目	—
市道綱島第375号	令和2年4月24日	約 21.1 ~ 約 34.8 m	約 60.3 m	綱島東1丁目	綱島東1丁目	—

## 横 浜 市 公 告 第 259 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 39 ・ 4 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 4 月 3 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m 及 び 4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
105.9 m
- 5 廃 止 の 場 所  
南 区 大 岡 一 丁 目 2,030 番 の 15 地 先 か ら 2,030 番 の 40 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 260 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 59 ・ 13 ・ 9 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 4 月 7 日
- 3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 廃 止 す る 道 路 の 延 長  
8.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 下 倉 田 町 476 番 の 12 地 先 から 476 番 の 13 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 261 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 4 月 6 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
16.27 m
- 4 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 矢 部 町 2,071 番 の 1 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
東 健 次

---

## 消 防 局

---

### 消 防 局 公 告 第 7 号

#### 消 防 法 に 基 づ く 措 置 命 令

次 の 防 火 対 象 物 は 、 消 防 法 （ 昭 和 23 年 法 律 第 186 号 ） 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 違 反 し て い る の で 、 同 法 第 17 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 措 置 を と る こ と を 命 じ た 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

- 1 防 火 対 象 物 の 所 在 地  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 14 番 地 の 10
- 2 防 火 対 象 物 の 名 称 及 び 用 途  
名 称 ア キ ュ フ ェ ー ズ 株 式 会 社  
用 途 複 合 用 途 防 火 対 象 物
- 3 被 命 令 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 14 番 地 の 10  
ア キ ュ フ ェ ー ズ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 伊 藤 英 晴
- 4 措 置 の 内 容  
令 和 2 年 7 月 31 日 ま で に 、 防 火 対 象 物 全 体 に 屋 内 消 火 栓 設 備 を 設 置 す る こ と 。
- 5 命 令 年 月 日  
令 和 2 年 3 月 26 日

---

## 水 道 局

---

水 道 局 告 示 第 4 号

「横浜水缶」の頒布代金等の徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり「横浜水缶」の頒布代金等の徴収の事務を委託した。

令和2年4月24日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大久保 智 子

1 委託を受けた者

中区太田町2丁目23番地

株式会社神奈川新聞総合サービス

代表取締役 瀧 村 誠

2 徴収する代金等の種類

「横浜水缶」の頒布代金及び配達料

3 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

交通局

交通局告示第5号（令和2年3月26日揭示済）

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月26日

横浜市交通事業管理者

交通局長 城 博 俊

1 普通系統の表199の項中

「

199	平和台折返場～ 平和台折返場	南区総合庁 舎前、関内 駅北口	18.580	一方循環 平日のみ
-----	-------------------	-----------------------	--------	--------------

」

を、

「

199	平和台折返場～ 平和台折返場	南区総合庁 舎前、関内 駅北口	17.630	一方循環 平日のみ
-----	-------------------	-----------------------	--------	--------------

」

に改める。



交通局公告第2号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号により、次の者を令和2年2月27日懲戒処分に付した。

令和2年4月24日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	青柳 雅智	減給1号
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	佐々木 誠	戒告
自動車本部本牧営業所	運輸職員	内藤 裕之	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	寺口 幹彦	戒告

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年4月24日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

医療局病院経営本部規程第14号

横浜市医療局病院経営本部事務決裁規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部事務決裁規程（平成17年3月病院経営局規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 病院事業の基本事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 （本部の部長に限る。）	課長専決事項 （本部の課長に限る。）	病院長専決事項	部長専決事項 （病院の部長に限る。）	課長専決事項 （病院の課長に限る。）
(1) 病院事業の基本方針の決定に関すること。						
(2) 事務事業の計画の樹立及び執行に関すること。						
(3) 国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出に関すること。						
(4) 市会議長あてに提出された請願、陳情等の処理に関する	(1) 病院事業管理者決裁を必要としない請願、陳情等の処					

ること。	理に関する こと。					
			(1) 軽易な請願、陳情等市民からの広聴事案（病院に関するものを除く。）の処理に関する こと。			(1) 軽易な請願、陳情等市民からの広聴事案（病院に関するものに限る。）の処理に関する こと。
(5) 附属機関等に対する 諮問に関する こと。						

2 文書等に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 (本部の部長に限る。)	課長専決事項 (本部の課長に限る。)	病院長専決事項	部長専決事項 (病院の部長に限る。)	課長専決事項 (病院の課長に限る。)
(1) 企業管理規程の制定及び改廃に関する こと。						
	(1) 告示及び公告に関する こと。	(1) 軽易な告示、公告その他 公示に関する こと。	(1) 部長決裁を必要としない 軽易又は定例の告示、公告 その他公示に関する こと。	(1) 病院の契約に関する 告示及び公告に関する こと。	(1) 病院の契約に関する 軽易な、告示及び公告 に関する こと。	(1) 病院の契約に関する 部長決裁を必要としない 軽易又は定例の告示及び 公告に関する こと。
(2) 達及び通達の制定及び 改廃に関する こと。	(2) 要綱及び要領の制定 及び改廃に関する こと。			(2) 病院の事項に関する 要綱及び要領の制定及び 改廃に関する こと。		
(3) 重要な申	(3) 申請、報	(2) 軽易な申	(2) 部長決裁	(3) 病院の事	(2) 病院の事	(2) 病院の事

請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。	告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。	請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等（病院の申請、報告、届出、通知、照会、回答等を除く。）に関すること。	を必要としない軽易又は定例の申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関すること。	項に関する申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。	項に関する軽易又は定例の申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。	項に関する部長決裁を必要としない軽易又は定例の申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。
			(3) 公簿及び公文書（病院の公簿及び公文書を除く。）の閲覧に関すること。			(3) 公簿及び公文書（病院の公簿及び公文書に限る。）の閲覧に関すること。
			(4) 諸証明（病院の諸証明を除く。）に関すること。			(4) 諸証明（病院の諸証明に限る。）に関すること。
(4) 審査請求その他の不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。						

3 人事に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 （本部の部長に限る。）	課長専決事項 （本部の課長に限る。）	病院長専決事項	部長専決事項 （病院の部長に限る。）	課長専決事項 （病院の課長に限る。）
(1) 医師及び医師以外の係長（これ	(1) 医師以外の職員（係長以上の職					

<p>と同等の職にある者を含む。以下同じ。)以上の職員の任免(懲戒及び分限に関するものを除く。)に関すること。</p>	<p>員を除く。)の任免(懲戒及び分限に関するものを除く。)に関すること。</p>					
	<p>(2) 法令の規定により特別の資格又は職名を必要とする者(医師以外の職員(係長以上の職員を除く。))の任免に関すること。</p>					
<p>(2) 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職職員の任免及び給与に関すること。</p>						
	<p>(3) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職職員(病院の特別職職員を除く。)の任免及び</p>		<p>(1) 会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関すること(人事課長)。</p>	<p>(1) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職職員(病院の特別職職員に限る。)の任免及び</p>		<p>(1) 会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関すること(総務課長)。</p>

	給与に関する こと。 (3)の2 会計 年度任用職 員（病院の 会計年度任 用職員を除 く。）の任 免に関する こと。			給与に関する こと。 (1)の2 会計 年度任用職 員（病院の 会計年度任 用職員に限 る。）の任 免に関する こと。		
			(2) 職員の昇 格及び昇給 に関するこ と（人事課 長）。			
(3) 係長以上 の職員の異 動その他の 人事に関する こと。	(4) 職員（係 長以上の職 員を除く。 ）の異動そ の他の人事 （病院の内 部において 行うものを 除く。）に 関すること 。			(2) 病院の内 部において 行う職員（ 係長以上の 職員を除く 。）の異動 その他の人 事に関する こと。		
(4) 職員の懲 戒及び分限 （病気休職 を除く。） に関するこ と。						
	(5) 副本部長 （これと同 等の職にあ る者を含む 。以下同じ 。）及び部 長（これと 同等の職に	(1) 課長（こ れと同等の 職にある者 を含む。以 下同じ。） 及び係長の 病気休職及 び復職に関	(3) 職員（係 長以上の職 員を除く。 ）の病気休 職及び復職 に関するこ と（人事課 長）。			

	ある者を含む。以下同じ。)の病 気休職及び 復職に関する こと。	すること(病 院経営部 長)。				
	(6) 職員(病 院の職員を 除く。)の 育児休業及 び育児短時 間勤務に関 すること。			(3) 職員(病 院の職員に 限る。)の 育児休業及 び育児短時 間勤務に関 すること。		
	(7) 職員の自 己啓発等休 業に関する こと。			(4) 削除		
	(8) 副本部長 及び部長(病 院の部長を 除く。)の 部分休業に 関すること (病院経営 部長)。	(2) 課長(病 院の課長を 除く。)の 部分休業に 関すること (病院経営 部長)。	(4) 係長以下 の職員(病 院の係長以 下の職員を 除く。)の 部分休業に 関すること (人事課長 )。	(5) 病院長及 び部長(病 院の部長に 限る。)の 部分休業に 関すること 。	(1) 課長(病 院の課長に 限る。)の 部分休業に 関すること (管理部長 )。	(2) 係長以下 の職員(病 院の係長以 下の職員に 限る。)の 部分休業に 関すること (総務課長 )。
	(9) 職員の服 務に関する こと。					
	(10) 副本部長 及び病院長 の職務に専 念する義務 の免除(病 院長の軽易 なものを除 く。)に関 すること。	(3) 部長及び 課長の職務 に専念する 義務の免除 (軽易なも のを除く。 )に関す ること(病院 経営部長) 。	(5) 係長以下 の職員の職 務に専念す る義務の免 除(軽易な ものを除く )に関す ること(人 事課長)。			
		(4) 部長及び	(6) 係長以下	(6) 病院長の	(2) 部長及び	(3) 係長以下

		課長（病院の部長及び課長を除く。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。	の職員（病院の職員を除く。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。	軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。	課長（病院の部長及び課長に限る。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。	の職員（病院の職員に限る。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。
(5) 副本部長の営利企業等の従事に関すること。	(11) 部長及び課長（病院の部長及び課長を除く。）の営利企業等の従事に関すること。	(5) 係長以下の職員（病院の職員を除く。）の営利企業等の従事に関すること（病院経営部長）。		(7) 部長及び課長（病院の部長及び課長に限る。）の営利企業等の従事に関すること。	(3) 係長以下の職員（病院の職員に限る。）の営利企業等の従事に関すること（管理部長）。	
(6) 副本部長及び部長の外国出張に関すること。	(12) 課長（病院の課長を除く。）の外国出張に関すること。	(6) 係長以下の職員（病院の職員を除く。）の外国出張に関すること。		(8) 課長（病院の課長に限る。）の外国出張に関すること。	(4) 係長以下の職員（病院の職員に限る。）の外国出張に関すること。	
(6)の2 副本部長及び病院長の市外出張（近隣地を除く。）に関すること。	(12)の2 部長（病院の部長を除く。）の市外出張（近隣地を除く。）に関すること。	(6)の2 課長（病院の課長を除く。）の市外出張（近隣地を除く。）に関すること。	(7) 係長以下の職員（病院の職員を除く。）の市外出張に関すること。	(8)の2 部長（病院の部長に限る。）の市外出張（近隣地を除く。）に関すること。	(4)の2 課長（病院の課長に限る。）の市外出張（近隣地を除く。）に関すること。	(4) 係長以下の職員（病院の職員に限る。）の市外出張に関すること。
	(13) 副本部長の市外出張（近隣地）に関すること。	(6)の3 部長及び課長（病院の部長及び課長を除く。）の市外出張（近隣地）に関すること。		(9) 病院長の市外出張（近隣地）に関すること。	(4)の3 部長及び課長（病院の部長及び課長を除く。）の市外出張（近隣地）に関すること。	



		。	(8) 職員（病院の職員を除く。）の市内出張に関すること。		。	(5) 職員（病院の職員に限る。）の市内出張に関すること。
(6)の3 副本 部長及び病院長の休暇（短時間のものを除く。）、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。	(14) 部長（病院の部長を除く。）の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。	(8) 課長（病院の課長を除く。）の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。	(9) 係長以下の職員（病院の職員を除く。）の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。	(10) 部長（病院の部長に限る。）の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。	(6) 課長（病院の課長に限る。）の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。	(6) 係長以下の職員（病院の職員に限る。）の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。
	(14)の2 副本 部長の短時間の休暇の処理に関すること。			(10)の2 病院 長の短時間の休暇の処理に関すること。		
			(10) 職員（病院の職員を除く。）の欠勤届の報告に関すること（人事課長）。			(7) 職員（病院の職員に限る。）の欠勤届の報告に関すること（総務課長）。
	(15) 現金又は物品の亡失又はき損に関すること。					
			(11) 職員の身元保証に関すること（人事課長）			

			。			
(7) 重要な訴訟（和解、調停等を含む。）の代理人の指定に関する事	(16) 訴訟（和解、調停等を含む。）の代理人の指定に関する事					
			(12) 検査員及び監督員の任免に関する事（人事課長）。			(8) 削除
			(13) 職員の公務災害補償に関する事（人事課長）。			
			(14) 職員の退職手当の額の決定に関する事（人事課長）。			
(8) 重要な表彰及び儀式に関する事	(17) 表彰及び儀式（病院が行うものを除く。）に関する事	(9) 軽易又は定例の儀式、行事等（病院が行うものを除く。）に関する事		(11) 病院が行う表彰及び儀式（軽易又は定例のものを除く。）に関する事	(7) 病院が行う軽易又は定例の儀式、行事等に関する事	

4 予算の編成及び執行に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 （本部の部長に限る。）	課長専決事項 （本部の課長に限る。）	病院長専決事項	部長専決事項 （病院の部長に限る。）	課長専決事項 （病院の課長に限る。）
(1) 予算の原案の作成に関する事						
(2) 予算執行						

<p>計画の策定に関すること。</p>						
<p>(3) 予算に定めた歳出予算の各項の間の金額の流用、同一項内の目の金額の流用、同一目内の節の金額の流用及び各節の説明の変更並びに予備費の補充に関すること。</p>						
<p>(4) 欠損処分、徴収停止、債権の免除、私法上の債権の放棄に関すること。</p>						
	<p>(1) 使用料、手数料（横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第34号）第20条第1項各号に規定するものを除く。）その他の徴収金の</p>	<p>(1) 軽易又は定例の使用料、手数料（横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第34号）第20条第1項各号に規定するものを除く。）そ</p>		<p>(1) 横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第34号）第20条第1項各号に規定する使用料又は手数料の減免に関すること。</p>	<p>(1) 軽易又は定例の横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第34号）第20条第1項各号に規定する使用料又は手数料の減免に関するこ</p>	

	減免に関する こと。	他の徴収 金の減免に 関すること 。			と。	
			(1) 督促並び に延滞金及 び違約金（ 病院の督促 並びに延滞 金及び違約 金を除く。 ）の徴収に 関すること 。			(1) 督促並び に延滞金及 び違約金（ 病院の督促 並びに延滞 金及び違約 金に限る。 ）の徴収に 関すること 。
			(2) 保証金（ 病院の保証 金を除く。 ）の徴収及 び還付に関 すること。			(2) 保証金（ 病院の保証 金に限る。 ）の徴収及 び還付に関 すること。
	(2) 強制執行 その他債権 の保全及び 取立てに関 すること。		(3) 軽易又は 定例の債権 （病院の債 権を除く。 ）の保全及 び取立てに 関すること 。			(3) 軽易又は 定例の債権 （病院の債 権に限る。 ）の保全及 び取立てに 関すること 。
(5) 企業債の 発行に関す ること。	(3) 企業債の 発行手続に 関すること 。	(2) 企業債の 償還及び利 子の支払並 びに企業債 に関する諸 報告等に関 すること（ 病院経営部 長）。	(4) 軽易又は 定例の企業 債に関する 諸報告等 に 関すること （病院経営 課長）。			
		(3) 一時借入 金に関する こと（病院	(5) 一時借入 金の軽易な 条件変更等			

		経営部長)。 。	及び一時借入金に関する諸報告等に関すること(病院経営課長)。			
			(6) 支払金額の確定している諸給与金その他の支出に関すること(人事課長)。			
				(2) 1件20,000,000円以上の材料費の執行に関すること。	(2) 1件20,000,000円未満の材料費の執行に関すること。	(4) 1件5,000,000円未満の材料費の執行に関すること。
(6) 1件50,000,000円以上の経費(賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(4) 1件50,000,000円未満の経費(病院に関するものを除き、かつ、賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(4) 1件30,000,000円未満の経費(病院に関するものを除き、かつ、賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(7) 1件5,000,000円未満の経費(病院に関するものを除き、かつ、賃借料、損害賠償及び損失補償を除く。)の執行に関すること。	(3) 1件50,000,000円未満の経費(病院に関するもの)に限り、かつ、賃借料、損害賠償、損失補償を除く。)の執行に関すること。	(3) 1件30,000,000円未満の経費(病院に関するもの)に限り、かつ、賃借料、損害賠償、損失補償を除く。)の執行に関すること。	(5) 1件5,000,000円未満の経費(病院に関するもの)に限り、かつ、賃借料、損害賠償、損失補償を除く。)の執行に関すること。
	(5) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けを除く。)年額(長期継続契約については総額) 1	(5) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けを除く。)年額(長期継続契約については総額) 1	(8) 賃借料(病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けを除く。)年額(長期継続契約については総額) 1	(4) 賃借料(病院に関するもの)に限り、かつ、不動産の借受けを除く。)年額(長期継続契約については総額) 1	(4) 賃借料(病院に関するもの)に限り、かつ、不動産の借受けを除く。)年額(長期継続契約については総額) 1	(6) 賃借料(病院に関するもの)に限り、かつ、不動産の借受けを除く。)年額(長期継続契約については総額) 1

	件10,000,000円以上の執行に関する事 こと。	件10,000,000円未満の執行に関する事 こと。	件1,000,000円未満の執行に関する事 こと。	件10,000,000円以上の執行に関する事 こと。	件10,000,000円未満の執行に関する事 こと。	件1,000,000円未満の執行に関する事 こと。
(7) 賃借料（不動産の借受けに限り、かつ、継続は除く。）総額1件10,000,000円以上の執行に関する事 こと。	(6) 賃借料（不動産の借受けに限り、病院に関するもの、かつ、継続は除く。）総額1件10,000,000円未満の執行に関する事 こと。			(5) 賃借料（病院に関する不動産の借受けに限り、継続は除く。）総額1件10,000,000円未満の執行に関する事 こと。		
		(6) 賃借料（病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けの継続に限る。）総額1件10,000,000円以上の執行に関する事 こと。	(9) 賃借料（病院に関するものを除き、かつ、不動産の借受けの継続に限る。）総額1件10,000,000円未満の執行に関する事 こと。		(5) 賃借料（病院に関する不動産の借受けの継続に限る。）総額1件10,000,000円以上の執行に関する事 こと。	(7) 賃借料（病院に関する不動産の借受けの継続に限る。）総額1件10,000,000円未満の執行に関する事 こと。
	(7) 1件10,000,000円以上の研究研修費（病院に関するものを除く。）の執行に関する事 こと。	(7) 1件10,000,000円未満の研究研修費（病院に関するものを除く。）の執行に関する事 こと。	(10) 1件1,000,000円未満の研究研修費（病院に関するものを除く。）の執行に関する事 こと。	(6) 1件10,000,000円以上の研究研修費（病院の研究研修費に限る。）の執行に関する事 こと。	(6) 1件10,000,000円未満の研究研修費（病院の研究研修費に限る。）の執行に関する事 こと。	(8) 1件1,000,000円未満の研究研修費（病院の研究研修費に限る。）の執行に関する事 こと。
(8) 1件50,000,000円以上のその他	(8) 1件50,000,000円未満のその他	(8) 1件10,000,000円未満のその他	(11) 1件1,000,000円未満のその他	(7) 1件50,000,000円未満のその他	(7) 1件10,000,000円未満のその他	(9) 1件1,000,000円未満のその他

予算の執行に関すること。	予算（病院に関するものを除く。）の執行に関すること。	予算（病院に関するものを除く。）の執行に関すること。	予算（病院に関するものを除く。）の執行に関すること。	予算（病院に関するものに限る。）の執行に関すること。	予算（病院に関するものに限る。）の執行に関すること。	予算（病院に関するものに限る。）の執行に関すること。
(9) 1件200,000,000円以上の施設整備工事費の執行に関すること。	(9) 1件200,000,000円未満の施設整備工事費（病院の発注を除く。）の執行に関すること。	(9) 1件50,000,000円未満の施設整備工事費（病院の発注を除く。）の執行に関すること。	(12) 1件10,000,000円未満の施設整備工事費（病院の発注を除く。）の執行に関すること。	(8) 1件200,000,000円未満の施設整備工事費（病院の発注に限る。）の執行に関すること。	(8) 1件50,000,000円未満の施設整備工事費（病院の発注に限る。）の執行に関すること。	(10) 1件10,000,000円未満の施設整備工事費（病院の発注に限る。）の執行に関すること。
	(10) 請負金額の変更を伴わない病院事業管理者専決事項に係る施設整備工事（病院の発注を除く。）の変更の決定に関すること及び請負金額の変更を伴う副本部長専決事項に係る工事（病院の発注を除く。）の変更の決定に関すること。	(10) 請負金額の変更を伴わない副本部長専決事項に係る施設整備工事（病院の発注を除く。）の変更の決定に関すること及び請負金額の変更を伴う本部の部長専決事項に係る工事（病院の発注を除く。）の変更の決定に関すること。	(13) 請負金額の変更を伴わない本部の部長専決事項に係る施設整備工事（病院の発注を除く。）の変更の決定に関すること及び請負金額の変更を伴う本部の課長専決事項に係る工事（病院の発注を除く。）の変更の決定に関すること。	(9) 請負金額の変更を伴わない病院事業管理者専決事項に係る工事（病院の発注に限る。）の変更の決定に関すること及び請負金額の変更を伴う病院院長専決事項に係る工事（病院の発注に限る。）の変更の決定に関すること。	(9) 請負金額の変更を伴わない病院長専決事項に係る工事（病院の発注に限る。）の変更の決定に関すること及び請負金額の変更を伴う病院の部長専決事項に係る工事（病院の発注に限る。）の変更の決定に関すること。	(11) 請負金額の変更を伴わない病院の部長専決事項に係る工事（病院の発注に限る。）の変更の決定に関すること及び請負金額の変更を伴う病院の課長専決事項に係る工事（病院の発注に限る。）の変更の決定に関すること。
(10) 1件50,000,000円以上の固定資産購入費の	(11) 1件50,000,000円未満の固定資産購入費（	(11) 1件20,000,000円未満の固定資産購入費（	(14) 1件5,000,000円未満の固定資産購入費（	(10) 1件50,000,000円未満の固定資産購入費（	(10) 1件20,000,000円未満の固定資産購入費（	(12) 1件5,000,000円未満の固定資産購入費（

執行に関する こと。	病院に関する ものを除く。)の執 行に関する こと。	病院に関する ものを除く。)の執 行に関する こと。	病院に関する ものを除く。)の執 行に関する こと。	病院に関する ものに限る。)の執 行に関する こと。	病院に関する ものに限る。)の執 行に関する こと。	病院に関する ものに限る。)の執 行に関する こと。
(11) 賠償価額 1件3,000, 000円(交通 事故に係 るものに あつては 自動車損 害賠償保 障法施行 令(昭和3 0年政令 第286号) 第2条第 1項第1 号イに定 める保険 金額)以 上の損害 賠償に 関すること 。	(12) 賠償価額 1件3,000, 000円(交通 事故に係 るものに あつては 自動車損 害賠償保 障法施行 令(昭和3 0年政令 第286号) 第2条第 1項第1 号イに定 める保険 金額)未 満の損害 賠償に 関すること 。					
(12) 損失補償 に関する こと。						
			(15) 諸収入金 (病院の諸 収入金を 除く。)の 調定、更 正及び取 消し並び に過誤納 金の還付 の決定に 関すること 。			(13) 諸収入金 (病院の諸 収入金に 限る。)の 調定、更 正及び取 消し並び に過誤納 金(病院 の過誤納 金に限る 。)の還 付の決定 に关する こと。



5 財 産 に 係 る 事 項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 (本部の部長に限る。)	課長専決事項 (本部の課長に限る。)	病院長専決事項	部長専決事項 (病院の部長に限る。)	課長専決事項 (病院の課長に限る。)
(1) 1件200,000,000円以上の土地・建物の取得の決定に関すること。	(1) 1件200,000,000円未満の土地・建物の取得の決定に関すること。	(1) 1件50,000,000円未満の土地・建物の取得の決定に関すること(病院経営部長)。	(1) 1件5,000,000円未満の土地・建物の取得の決定に関すること(病院経営課長)。			
(2) 1件100,000,000円以上の土地・建物の売払い、譲与その他の処分の決定に関すること。	(2) 1件100,000,000円未満の土地・建物の売払い、譲与その他の処分の決定に関すること。	(2) 1件50,000,000円未満の土地・建物の売払い、譲与その他の処分の決定に関すること(病院経営部長)。				
(3) 1件100,000,000円以上の土地・建物の交換の決定に関すること。	(3) 1件100,000,000円未満の土地・建物の交換の決定に関すること。	(3) 1件10,000,000円未満の土地・建物の交換の決定に関すること(病院経営部長)。				
(4) 賃貸料月額1件1,000,000円以上の財産の貸付けの決定に関すること。	(4) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産(病院の財産を除く。)の貸付けの決定に関すること。	(4) 賃貸料月額1件500,000円未満の財産(病院の財産を除く。)の貸付けの決定に関すること。		(1) 賃貸料月額1件1,000,000円未満の財産(病院の財産に限る。)の貸付けの決定に関すること。	(1) 賃貸料月額1件500,000円未満の財産(病院の財産に限る。)の貸付けの決定に関すること。	
	(5) 賃貸料月額	(5) 賃貸料月額	(2) 賃貸料月額	(2) 賃貸料月額	(2) 賃貸料月額	(1) 賃貸料月額

	額1件1,000,000円以上の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの継続の決定に関すること。	額1件1,000,000円未満の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの継続の決定に関すること。	額1件100,000円未満の財産（病院の財産を除く。）の貸付けの継続の決定に関すること。	額1件1,000,000円以上の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの継続の決定に関すること。	額1件1,000,000円未満の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの継続の決定に関すること。	額1件100,000円未満の財産（病院の財産に限る。）の貸付けの継続の決定に関すること。
		(6) 普通財産の一時貸付けの決定に関すること（病院経営部長）。				
	(6) 財産の取得に伴う1件80,000,000円以上の補償の決定に関すること。	(7) 財産の取得に伴う1件80,000,000円未満の補償の決定に関すること（病院経営部長）。				
(5) 1件1,000,000円以上の寄附又は贈与の受納に関すること。	(7) 1件1,000,000円未満の寄附又は贈与（病院に対する寄附又は贈与を除く。）の受納に関すること。			(3) 1件1,000,000円未満の寄附又は贈与（病院に対する寄附又は贈与に限り、かつ、負担付きの寄附又は贈与を除く。）の受納に関すること。		
	(8) 公有財産（公有財産以外の医療局病院経営		(3) 公有財産（公有財産以外の医療局病院経営	(4) 自動車損害保険に関すること。		(2) 自動車損害保険の解約に関すること。

	本部管理財産等を含む。 。)に係る損害保険（ 自家保険を除く。）に 関すること 。		本部管理財産等を含む。 。)に係る損害保険（ 自家保険を除く。）の 解約並びに 自家保険に 関すること 。		
					(3) 職員宿舎 等の管理並 びに居住者 の指定、変 更及びその 解除に関す ること（総 務課長）。
	(9) 行政財産 の用途の変 更、廃止、 所管換その 他の変動に 関すること 。	(8) 行政財産 （病院の行 政財産を除 く。）の目 的外使用に 関すること 及び行政財 産に対する 地上権の設 定に関す ること（病院 経営部長） 。	(4) 行政財産 （病院の行 政財産を除 く。）の軽 易又は定例 の用途の変 更、廃止、 所管換その 他の変動に 関すること （病院経営 課長）。	(5) 行政財産 （病院の行 政財産に限 る。）の目 的外使用関 すること。	
			(5) 財産の登 記及び登録 に関す ること。		
			(6) 物品（病 院の物品を 除く。）の 出納通知に 関すること		(4) 物品（病 院の物品に 限る。）の 出納通知に 関すること

			。			。
			(7) 不用品（病院の不用品を除く。）の廃きの決定に関すること。			(5) 不用品（病院の不用品に限る。）の廃きの決定に関すること。
			(8) 不用品（病院の不用品を除く。）の廃き処分に関すること。			(6) 不用品（病院の不用品に限る。）の廃き処分に関すること。

6 契約に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 (本部の部長に限る。)	課長専決事項 (本部の課長に限る。)	病院長専決事項	部長専決事項 (病院の部長に限る。)	課長専決事項 (病院の課長に限る。)
	(1) 1件600,000,000円以上の施設整備工事の契約(病院の契約を除く。)の入札の執行に関すること。	(1) 1件600,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の契約を除く。)の入札の執行に関すること。	(1) 1件50,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の契約を除く。)の入札の執行に関すること。	(1) 1件600,000,000円以上の施設整備工事の契約(病院の発注に限る。)の入札の執行に関すること。	(1) 1件600,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の発注に限る。)の入札の執行に関すること。	(1) 1件50,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の発注に限る。)の入札の執行に関すること。
	(2) 1件600,000,000円以上の施設整備工事の契約(病院の契約を除く。)の見積書の徴収に関すること。	(2) 1件600,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の契約を除く。)の見積書の徴収に関すること。	(2) 1件50,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の契約を除く。)の見積書の徴収に関すること。	(2) 1件600,000,000円以上の施設整備工事の契約(病院の発注に限る。)の見積書の徴収に関すること。	(2) 1件600,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の発注に限る。)の見積書の徴収に関すること。	(2) 1件50,000,000円未満の施設整備工事の契約(病院の発注に限る。)の見積書の徴収に関すること。
	(3) 1件600,000,000円以上の施設	(3) 1件600,000,000円未満の施設	(3) 1件50,000,000円未満の施設整	(3) 1件600,000,000円以上の施設	(3) 1件600,000,000円未満の施設	(3) 1件50,000,000円未満の施設整

	整備工事の契約（病院の契約を除く。）の予定価格の決定に関すること。	整備工事の契約（病院の契約を除く。）の予定価格の決定に関すること。	備工事の契約（病院の契約を除く。）の予定価格の決定に関すること。	整備工事の契約（病院の発注に限る。）の予定価格の決定に関すること。	整備工事の契約（病院の発注に限る。）の予定価格の決定に関すること。	備工事の契約（病院の発注に限る。）の予定価格の決定に関すること。
	(4) 1件600,000,000円以上の施設整備工事の契約（病院の契約を除く。）の締結に関すること。	(4) 1件600,000,000円未満の施設整備工事の契約（病院の契約を除く。）の締結に関すること。	(4) 1件50,000,000円未満の施設整備工事の契約（病院の契約を除く。）の締結に関すること。	(4) 1件600,000,000円以上の施設整備工事の契約（病院の発注に限る。）の締結に関すること。	(4) 1件600,000,000円未満の施設整備工事の契約（病院の発注に限る。）の締結に関すること。	(4) 1件50,000,000円未満の施設整備工事の契約（病院の発注に限る。）の締結に関すること。
	(5) 1件200,000,000円以上の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の入札の執行に関すること。	(5) 1件200,000,000円未満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の入札の執行に関すること。	(5) 1件40,000,000円未満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の入札の執行に関すること。	(5) 1件200,000,000円以上の契約（病院の発注に限る。）の入札の執行に関すること。	(5) 1件200,000,000円未満の契約（病院の発注に限る。）の入札の執行に関すること。	(5) 1件40,000,000円未満の契約（病院の発注に限る。）の入札の執行に関すること。
	(6) 1件200,000,000円以上の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の見積書の徴収に関すること。	(6) 1件200,000,000円未満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の見積書の徴収に関すること。	(6) 1件40,000,000円未満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の見積書の徴収に関すること。	(6) 1件200,000,000円以上の契約（病院の発注に限る。）の見積書の徴収に関すること。	(6) 1件200,000,000円未満の契約（病院の発注に限る。）の見積書の徴収に関すること。	(6) 1件40,000,000円未満の契約（病院の発注に限る。）の見積書の徴収に関すること。
	(7) 1件200,000,000円	(7) 1件200,000,000円	(7) 1件40,000,000円未	(7) 1件200,000,000円	(7) 1件200,000,000円	(7) 1件40,000,000円未

	以上の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の予定価格の決定に関する事	未満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の予定価格の決定に関する事	満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の予定価格の決定に関する事	以上の契約（病院の発注に限る。）の予定価格の決定に関する事	未満の契約（病院の発注に限る。）の予定価格の決定に関する事	満の契約（病院の発注に限る。）の予定価格の決定に関する事
	(8) 1件200,000,000円以上の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の締結に関する事	(8) 1件200,000,000円未満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の締結に関する事	(8) 1件40,000,000円未満の契約（病院の契約を除き、施設整備工事の契約を除く。）の締結に関する事	(8) 1件200,000,000円以上の契約（病院の発注に限る。）の締結に関する事	(8) 1件200,000,000円未満の契約（病院の発注に限る。）の締結に関する事	(8) 1件40,000,000円未満の契約（病院の発注に限る。）の締結に関する事
	(9) 副本部長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関する事	(9) 部長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関する事	(9) 課長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関する事（病院経営課長）	(9) 病院長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関する事	(9) 部長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関する事	(9) 課長専決事項に係る契約に基づく請求、付随事項等に関する事（経理を担当する課長（以下「経理担当課長」という。））
	(10) 副本部長専決事項に係る契約の変更（契約金額の変更に限る。）及び解除に関する事	(10) 副本部長専決事項に係る契約の変更（契約金額の変更を除く。）並びに部長専決事項に係る契約の	(10) 部長専決事項に係る契約の変更（契約金額の変更を除く。）並びに課長専決事項に係る契約の変更	(10) 病院長専決事項に係る契約の変更（契約金額の変更に限る。）及び解除に関する事	(10) 病院長専決事項に係る契約の変更（契約金額の変更を除く。）並びに部長専決事項に係る契約の変	(10) 部長専決事項に係る契約の変更（契約金額の変更を除く。）並びに課長専決事項に係る契約の変更

		変更（契約金額の変更に限る。）及び解除に関すること。	及び解除に関すること。		更（契約金額の変更に限る。）及び解除に関すること。	及び解除に関すること。
--	--	----------------------------	-------------	--	---------------------------	-------------

7 出納に係る事項

病院事業管理者決裁事項	副本部長専決事項	部長専決事項 （本部の部長に限る。）	課長専決事項 （本部の課長に限る。）	病院長専決事項	部長専決事項 （病院の部長に限る。）	課長専決事項 （病院の課長に限る。）
(1) 病院間の資金運用に関すること。						
			(1) 振替収支の決定及び振替伝票（病院の振替収支の決定及び振替伝票を除く。）に関すること（病院経営課長）。			(1) 振替収支の決定及び振替伝票（病院の振替収支の決定及び振替伝票に限る。）に関すること（経理担当課長）。
			(2) 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）第2条の規定による使用料及び手数料（病院の使用料及び手数料を除く。）の徴収等に関する			(2) 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）第2条の規定による使用料及び手数料（病院の使用料及び手数料に限る。）の徴収等に関する

			こと。			こと。
			(3) 行政財産 (病院の行政財産を除く。)の目的外使用に係る使用料の徴収等に関すること。			(3) 行政財産 (病院の行政財産に限る。)の目的外使用に係る使用料の徴収等に関すること (経理担当課長)。
			(4) 納入通知書及び納付書(病院の納入通知書及び納付書を除く。)の発行に関すること。			(4) 納入通知書及び納付書(病院の納入通知書及び納付書に限る。)の発行に関すること。
			(5) 戻入及び戻出(病院の戻入及び戻出を除く。)に関すること。			(5) 戻入及び戻出(病院の戻入及び戻出に限る。)に関すること(経理担当課長)。
	(1) 保管金銭 (病院の保管金銭を除く。)の事故報告に関すること。			(1) 保管金銭 (病院の保管金銭に限る。)の事故報告に関すること。		
	(2) 歳入の徴収又は収納の委託及び支出事務の委託に関すること。					
			(6) 資金前渡			(6) 資金前渡



			、概算払及び前金払等 (病院の資金前渡、概算払及び前金払等を除く。)の決定に関する こと(病院経営課長) 。			、概算払及び前金払等 (病院の資金前渡、概算払及び前金払等に限る。)の決定に関する こと(経理担当課長) 。
			(7) 支払伝票 (病院の支払伝票を除く。)に関する こと(病院経営課長)。			(7) 支払伝票 (病院の支払伝票に限る。)に関する こと(経理担当課長)。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

医療局病院経営本部告示第2号

横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務を次のとおり委託した。

令和2年4月24日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
弁護士法人館野法律事務所 館野 完	東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

---

## 監 査 委 員

---

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 5 号

監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 に 基 づ い て 市 長 が 講 じ た 措 置 の  
公 表

監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 に 基 づ い て 講 じ た 措 置 に つ い て 、 横 浜 市  
長 から 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 19  
9 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 、 別 冊 の と お り 措 置 の 内 容 を 公 表 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	本	間		豊
同	高	品		彰
同	松	本		研
同	仁	田	昌	寿

## 横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 6 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を 参 考 と  
し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 に 係 る 事 項 の 公 表

横 浜 市 長 か ら 、 包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を  
参 考 と し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和  
22 年 法 律 第 67 号 ) 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り 、 当 該 通 知 に 係  
る 事 項 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 2 年 4 月 24 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

---

## 職 員 共 済 組 合

---

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 7 号 ( 令 和 2 年 4 月 1 日 掲 示 済 )

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 理 事 長 職 務 代 理 者 の 指 定

地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 ( 昭 和 37 年 法 律 第 152 号 ) 第 12 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 者 を 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 理 事 長 職 務 代 理 者 に  
指 定 し た の で 、 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 ( 昭 和 37 年 法 律 第 152 号 )  
第 14 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 公 告 す る 。

令 和 2 年 4 月 1 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

1 職 務 代 理 者 指 定 年 月 日

令 和 2 年 4 月 1 日

2 職 務 代 理 者 の 所 属 及 び 氏 名

横 浜 市 総 務 局 長 池 戸 淳 子

正誤

令和元年定期第5号54ページ中

「

東京丸子横浜	旧	港北区綱島東一丁目 1,033 番の 1 地先から 同 区同 210 番の 3 地内まで	12.00 ないし 12.23	217.01
	新	同	17.00 ないし 20.00	同

」

は

「

東京丸子横浜	旧	港北区綱島東二丁目 1,033 番の 1 地先から 同 区綱島東一丁目 210 番の 3 地内まで	12.00 ないし 12.23	217.01
	新	同	17.00 ないし 20.00	同

」

の誤り。

令和元年定期第5号67ページ中

「

綱島第84号線	旧	港北区綱島東一丁目 1,132 番の 1 地内から 同 区同 1,102 番の 1 地先まで	7.14 ないし 7.40	63.71
	新	同	13.00 ないし 13.50	同

」

は

「

綱島第84号線	旧	港北区綱島東一丁目 1,132 番の 1 地内から 同 区綱島東二丁目 1,102 番の 1 地先まで	7.14 ないし 7.40	63.71
	新	同	13.00 ないし 13.50	同

」

の誤り。